

(案)



令和7年11月21日

岡山地方最低賃金審議会
会長 西田 和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会
岡山県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会
部会長 片山 裕之

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月11日及び8月4日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長 片 山 裕 之 弁護士

部会長代理 富 永 優 子 岡山県社会保険労務士会 理事

西 田 和 弘 岡山大学学術研究院法務学域 教授

労働者代表委員

奥 山 優 一 水島機工労働組合 執行委員長

小 橋 政 次 日本労働組合総連合会岡山県連合会
会長

宮 森 志 信 井原精機労働組合 執行委員長

使用者代表委員

石 黒 和 之 (株) 共立精機
代表取締役社長

久 山 卓 也 三菱自動車工業(株)
人事本部ビジネスパートナー人事部(水島人事)

向 谷 隆 井原精機(株) 管理部
岡山ロボケアセンター(株) 代表取締役

別 紙

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,083円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第513回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 7月11日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第514回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 8月4日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和7年 8月4日	締 切 令和7年8月25日
専門部会委員の任命	令和7年 9月1日	
第1回 専門部会	令和7年 9月29日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について審議
第2回 専門部会	令和7年 10月3日	1 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和7年 10月3日	締 切 令和7年10月24日
第3回 専門部会	令和7年 11月11日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和7年 11月14日	1 最低賃金額の審議
第5回 専門部会	令和7年 11月21日	1 最低賃金額の審議（結審）